

# 特殊車両・過積載の合同取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所と与板警察署による合同取締りを実施しました。

## 取締り実施結果

取締り日時：令和6年5月15日（水） 14時～16時

## 取締り場所及び結果

- ・国道116号 出雲崎除雪ステーション  
（三島郡出雲崎町大字船橋字縄手地先）

取締り車両数：4台

<違反指導を行った内訳>

道路法取締り

- ・無許可（警告）：1台

道路交通法取締り

- ・過積載：0台

※上記1台に対して警告書を発出しました。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

配布先  
長岡市記者会  
長岡地域記者会  
柏崎記者会

お問い合わせ先：

【特殊車両の通行許可に関するについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 佐藤 智裕 [電話] 0258-36-4552 (内線431)

【過積載に関するについて】

新潟県 与板警察署 交通課 [電話] 0258-72-0110



## 【取締り実施状況】



車両の重量を計測しています。



車両の重量を計測しています。



特殊車両通行許可証の確認をしています。



車両の寸法を計測しています。

➤ 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」又は従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください

# 特殊車両 通行確認制度 運用開始



## 特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で!



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも  
対応できるので、  
荷主様にも大変  
喜ばれています。



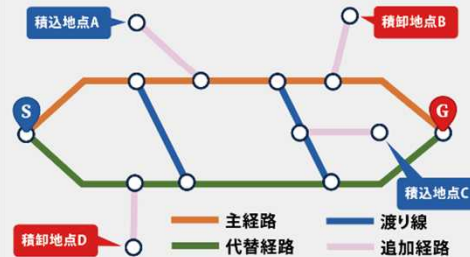
(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは  
操作も簡単だし、自動  
で経路検索してくれる  
ので助かります。

### こんな場合に特におすすめ!

■ 固定ルートで途中で積込・積卸地点が多い

→2地点双方向2経路検索+ 追加経路



元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円!

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+ 追加経路



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円!

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

## 無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車  で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



### 利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

## 今後も使いやすいシステムに改善していきます!